

第46期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.focus-s.com/>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が定める内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ実施マニュアル」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- 2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- 3) 統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- 4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状態で保存・保管する。
- 5) 情報セキュリティ基本方針、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。
財務報告リスク、品質リスク、情報セキュリティリスク、労務リスク、法的リスク、環境リスク、事業継続リスク、人的資源リスク、財務リスク
- 2) 「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行い、リスクの回避・低減させる対応を取る。
- 3) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
- 4) デジタル情報に関するリスク管理は、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- 2) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
- 3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- 4) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- 5) 効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- 6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
 - 2) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
 - 3) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
 - 4) コンプライアンス通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - 5) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役（所管取締役）が担当する。
 - (イ) 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
 - 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
 - (イ) 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況及び有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
 - (イ) 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くと共に、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
 - (イ) 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
 - (ウ) (イ) の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (ア) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
 - (イ) 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
 - (ウ) 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
 - (エ) 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。
 - 2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - (ア) 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
 - (イ) 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
 - (ウ) 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。
 - 2) 子会社の使用人に関しても、1) の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。
- ⑪ 監査役職務について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - 2) 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
 - 3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
 - 2) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
 - 3) 会社の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
 - 4) 三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査人監査）の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

- ① 当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識すると共に、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。
 - 1) 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
 - 2) 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との連携強化を図ります。
 - 3) 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
 - 4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
 - 5) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。
- ② 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社員就業規程に反社会的勢力との関わりについて定め、組織全体で取組んでいます。
 - 1) 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を中心に、事案毎に関係部署と協議し、対応することとしています。
 - 2) 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しています。
 - 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
不当要求防止責任者が担当として、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行っています。
 - 4) 対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況
マニュアルの整備を随時進めると共に、研修などにより平素の啓蒙活動に努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針に沿った、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は22回開催され、経営上の重要な決議を行うと共に、業績の分析・評価等を行いました。取締役会には、原則全監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監査しました。
- ② 監査役会は23回開催され、取締役の業務執行に関わる監査を行いました。また、各取締役とそれぞれのテーマに応じた意見交換・議論を行っております。
下記リスク管理委員会にも出席し、情報収集を行いました。
監査計画は内部監査室と調整を行い、また監査結果は会計監査人との意見交換を行い、監査業務に反映させるよう努めました。

- ③ 内部監査を4回にわたり実施し、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITシステムにおける全般統制及び業務処理統制の整備上・運用上の有効性評価、並びに社内規程に対する監査を行いました。
- ④ リスク管理委員会を4回にわたり実施し、財務報告に関する内部統制システムの整備上・運用上の有効性評価を行いました。
- ⑤ 社内規程類の制定及び見直しについては、社員就業規程、取締役会規程、稟議規程をはじめとして、31規程類の制定・改定等を行いました。
- ⑥ 社内研修として、内部統制、リスク・マネジメント、情報セキュリティ、コンプライアンスを含む企業倫理に関するe-ラーニング研修を実施しました。
- ⑦ 反社会的勢力への対応については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に継続加盟しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、以下の経営理念・経営ビジョンを理解し支持する者が、「財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営理念】

社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する

【経営ビジョン】

私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。

● 個人責任

人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。

● 企業責任

社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。

● 社会責任

お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識すると共に、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨みます。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 繰 越 利 益 金
当 期 首 残 高	2,905,422	749,999	1,398,015	2,148,014	4,527,326
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△436,932
当 期 純 利 益					1,066,537
自 己 株 式 の 処 分			10,181	10,181	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	10,181	10,181	629,604
当 期 末 残 高	2,905,422	749,999	1,408,196	2,158,196	5,156,930

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△354,892	9,225,870	1,837,760	11,063,631
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△436,932		△436,932
当 期 純 利 益		1,066,537		1,066,537
自 己 株 式 の 処 分	4,118	14,300		14,300
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,056,776	3,056,776
当 期 変 動 額 合 計	4,118	643,904	3,056,776	3,700,680
当 期 末 残 高	△350,774	9,869,774	4,894,537	14,764,312

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

A. 商品及び製品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

B. 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

④ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、取得価額100千円以上200千円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 (建物附属設備を含む) 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込期間 (3年)、また自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。なお、のれんについては、定額法により5年で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応分の金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、請負契約により顧客仕様のソフトウェア開発を行っております。ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、ごく短い期間にわたり充足される履行義務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、コスト総額の見積りに対する発生コストの割合（インプット法）で算出しております。また、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② ソフトウェア開発・運用サービスの提供

ソフトウェア開発・運用サービスの提供では、システムエンジニアリング契約、派遣契約により、ソフトウェア開発・運用サービスを行っております。当該ソフトウェア開発・運用サービスでは、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、サービスが提供される時間の経過に応じて収益を認識しております。また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

③ システム保守・運用サービス

システム保守・運用サービスでは、契約期間にわたってシステム保守・運用サービスを提供しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。

④ ライセンス・製品機器等の販売

ライセンス・製品機器等の販売等では、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は金利スワップ取引であります。ヘッジ対象は変動金利借入金利息であります。

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

デリバティブ取引のリスク管理は、経理部内の相互牽制機能とチェックにより行っており、取引の実行に際しては管理本部担当役員が取引高及び内容を確認し取引を決定し、取締役会に随時報告を行っております。ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスの交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

受注制作のソフトウェア開発に係る収益の計上基準については、従来は事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を適用し、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務として、ごく短い期間にわたり充足される履行義務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、コスト総額の見積りに対する発生コストの割合(インプット法)で算出しております。また、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。ソフトウェア開発・運用サービスの提供に係る収益の計上基準については、従来は顧客の検収時点で収益計上しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務として、サービスが提供される時間の経過に応じて収益を認識する方法に変更しております。システム保守・運用サービスに係る収益の計上基準については、一部契約において、従来は顧客の検収時点で収益を計上しておりましたが、経過期間に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、当事業年度の売上高は3,222千円増加し、売上原価は550千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,672千円増加しております。収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

コスト総額の見積りに基づくインプット法による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 68,565千円

(注) 上記の金額は、受注制作のソフトウェア開発のうち、インプット法により収益認識するもので、当事業年度末時点で完全に履行を充足していない案件を対象に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の受注制作のソフトウェア開発については、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、コスト総額の見積りに対する発生コストの割合（インプット法）で算出しております。当該決算日における進捗度について、個別の契約ごとに信頼性をもった見積りを行うことが前提となっております。このため、個別の契約ごとに見積もったコスト総額に修正が生じた場合、当社の業績を変動させる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産

建	物	165,978千円
建 物 附 属 設 備		80,293千円
構 築 物		789千円
土 地		3,002,419千円
投 資 有 価 証 券		2,442,840千円
計		5,692,321千円

担保付債務

短 期 借 入 金	250,000千円
長 期 借 入 金	1,126,334千円
計	1,376,334千円

(注) 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,406,374千円

(3) 関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債務 1,647千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記」に記載しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	7,770千円
営業取引以外の取引高	
貸倒引当金繰入額	57,000千円

(3) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額 51,833千円

(4) 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建 物 附 属 設 備	6,426千円
ソ フ ト ウ ェ ア	2,300千円
工具、器具及び備品	1,572千円
計	10,299千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式数の総数

発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	16,292,942	—	—	16,292,942

(2) 当事業年度の末日における自己株式数の総数

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,228,762	—	14,300	1,214,462

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 14,300株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	361,540	24.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	75,392	5.00	2021年9月30日	2021年12月14日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	331,726	22.00	2022年3月31日	2022年6月30日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	165,528千円
前渡金償却	83,286千円
未払事業税	35,193千円
長期未払金	29,931千円
未払費用（社会保険料賞与分）	25,817千円
投資有価証券評価損	22,078千円
貸倒引当金	18,372千円
株主優待費用引当金	13,473千円
ゴルフ会員権評価損	11,375千円
その他	58,302千円
繰延税金資産小計	463,359千円
評価性引当額	△175,359千円
繰延税金資産合計	288,000千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,133,637千円
繰延税金負債合計	2,133,637千円

繰延税金負債純額 1,845,637千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、中・長期の資金調達については金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払費用及び預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における各担当部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、貸付金については、主要な貸付先の回収状況等が、貸付金規程及び契約に従って回収されていることを、経理部が定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

B. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、経理部が関連する業務を担当しております。具体的には、社内規程に基づき個々の契約案件ごとに取引の方針及び目的を決定し、その取引の重要性から、契約案件ごとに管理本部担当役員の承認を得て契約の締結がなされております。さらに、契約先からの取引報告書等は直接管理本部担当役員宛に送付され取引内容を確認し、取引の結果は、管理本部担当役員が取締役会に随時報告を行っております。

C. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち45.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注3) 参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券			
その他有価証券	7,985,751	7,985,751	－
②長期貸付金	117,000	116,599	△401
貸倒引当金（*2）	△57,000	△57,000	－
	60,000	59,599	△401
資産計	8,045,751	8,045,350	△401
①社債（*3）	760,000	755,182	△4,817
②長期借入金（*3）	1,501,014	1,500,135	△878
負債計	2,261,014	2,255,318	△5,695
デリバティブ取引	－	－	－

（*1）「現金及び預金」「電子記録債権」「売掛金及び契約資産」「短期貸付金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「契約負債」「未払費用」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）長期貸付金に関しましては、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*3）社債及び長期借入金に関しましては、一年内償還予定の社債及び一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,606,193	—	—	—
電子記録債権	89,701	—	—	—
売掛金及び契約資産	6,006,554	—	—	—
長期貸付金	—	107,500	9,500	—
合計	10,702,449	107,500	9,500	—

(注2) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	435,990	—	—	—	—	—
社債	360,000	240,000	120,000	40,000	—	—
長期借入金	513,428	370,090	305,084	220,074	92,338	—

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	64,775
関係会社株式	61,000

これらについては、「資産 ①投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	7,985,751	—	—	7,985,751
資産計	7,985,751	—	—	7,985,751

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	116,599	—	116,599
貸倒引当金	—	△57,000	—	△57,000
資産計		59,599	—	59,599
社債	—	755,182	—	755,182
長期借入金	—	1,500,135	—	1,500,135
負債計	—	2,255,318	—	2,255,318
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

①投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他有価証券として保有する株式の種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	707,734	7,806,662	7,098,927
	(2) その他	－	－	－
	小計	707,734	7,806,662	7,098,927
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	249,842	179,089	△70,752
	(2) その他	－	－	－
	小計	249,842	179,089	△70,752
合計		957,576	7,985,751	7,028,175

②長期貸付金

これらについては、元利金の合計を、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

負債

①社債及び②長期借入金

当社の社債及び長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規社債の発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、発行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、変動金利による長期借入金のうち、一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10,000	—	※	—

※金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 負債② 参照）。

9. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	26,000千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	102,699千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	13,839千円

- (2) 開示対象特別目的会社に関する事項
 当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス(注)	11,893,283千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	14,385,230千円
顧客との契約から生じる収益	26,278,513千円

(注) 一時点で移転される財又はサービスの金額には、一定期間にわたり充足される履行義務で、ごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,409,802千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	6,096,256千円
契約資産（期首残高）	－千円
契約資産（期末残高）	70,391千円
契約負債（期首残高）	－千円
契約負債（期末残高）	125,102千円

契約資産は、主な顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務が充足される契約において、顧客からの前受対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1年以内	4,494,455千円
1年超	389,572千円
合計	4,884,028千円

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	979.16円
1株当たり当期純利益金額	70.76円

(注) 1 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	1,066,537
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,066,537
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,072

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	14,764,312
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	14,764,312
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	15,078

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。